

○伊賀市地区公民館分館規則

平成16年11月 1 日教育委員会規則第28号

改正

平成17年 7 月31日教委規則第 8 号

平成18年 3 月30日教委規則第12号

平成19年 3 月30日教委規則第 7 号

平成21年 3 月27日教委規則第 7 号

平成21年12月 1 日教委規則第17号

平成23年 3 月31日教委規則第 5 号

平成24年 3 月30日教委規則第 7 号

平成25年 2 月14日教委規則第 1 号

平成27年 1 月21日教委規則第 2 号

平成28年 3 月24日教委規則第 9 号

平成29年 3 月 7 日教委規則第 2 号

令和 2 年 2 月19日教委規則第 6 号

令和 2 年 3 月24日教委規則第17号

伊賀市地区公民館分館規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊賀市公民館条例（平成16年伊賀市条例第250号）の規定に基づき、伊賀市地区公民館分館（以下「分館」という。）の設置及び運営について定める。

(名称及び位置)

第 2 条 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上野東部公民館	伊賀市緑ヶ丘東町920番地
上野南部公民館	伊賀市上野桑町1412番地
上野西部公民館	伊賀市上野福居町3330番地 1
小田公民館	伊賀市小田町686番地 3
久米公民館	伊賀市久米町553番地 1
八幡町公民館	伊賀市八幡町3182番地13

花之木公民館	伊賀市大内791番地 1
長田公民館	伊賀市長田1618番地 1
新居公民館	伊賀市西高倉4644番地 2
三田公民館	伊賀市三田986番地 1
諏訪公民館	伊賀市諏訪2438番地 3
府中公民館	伊賀市西条115番地 2
中瀬公民館	伊賀市高畑753番地12
友生公民館	伊賀市上友生771番地 2
猪田公民館	伊賀市猪田1359番地 3
依那古公民館	伊賀市沖3271番地
比自岐公民館	伊賀市比自岐529番地
神戸公民館	伊賀市上神戸220番地 3
古山公民館	伊賀市蔵縄手370番地 2
花垣公民館	伊賀市予野9537番地 1
ゆめが丘公民館	伊賀市ゆめが丘六丁目 6 番地
きじが台公民館	伊賀市上神戸4560番地95
阿保公民館	伊賀市阿保1418番地
上津公民館	伊賀市北山1345番地 1
博要公民館	伊賀市種生1329番地 1
高尾公民館	伊賀市高尾2450番地 1
矢持公民館	伊賀市腰山354番地
桐ヶ丘公民館	伊賀市桐ヶ丘三丁目333番地

(事業)

第3条 分館は、地区の実情に応じた次の事業を行う。

- (1) 定期講座の開設に関する事。
- (2) 講座、講演、講習会、討論会、展示会等の開催に関する事。
- (3) 図書、記録及び資料を備え、その利用に関する事。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する事。
- (5) 視聴覚教育に関する事。

- (6) 各種団体、サークル等の育成に関する事。
- (7) 広報活動に関する事。
- (8) その他当該地区の公民館活動に関する事。

(職員等)

第4条 分館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、教育委員会が委嘱又は任命する。
- 3 主事は、教育委員会が委嘱する。
- 4 館長は、分館事業に必要な事務を行う。
- 5 主事は、館長を助け、事業の実施に当たる。
- 6 館長及び主事の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 館長又は主事に欠員が生じた場合の補欠館長又は補欠主事の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第5条 分館において取り扱う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関する事。
- (2) 分館の経理に関する事。
- (3) 文書収発に関する事。
- (4) 分館の使用許可に関する事。
- (5) 分館の備品管理に関する事。
- (6) その他分館の庶務に関する事。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月31日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年3月30日教委規則第12号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日教委規則第7号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月14日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月21日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の表三田公民館の項の規定は平成26年12月22日から、改正後の同表中瀬公民館の項の規定は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日教委規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日教委規則第2号）

この規則は、平成29年3月17日から施行する。

附 則（令和2年2月19日教委規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日教委規則第17号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。